

令和 7 年度県産農林水産物 P R イベント 企画・運営及び会場設営等業務委託仕様書

令和7年度県産農林水産物PRイベント企画・運営及び会場設営等業務 委託仕様書

1 目的

県が誇る自慢の農林水産物を消費者にPRし、認知度の向上や消費拡大につなげることを目的に、各食材が主役となる料理の販売や、その場で農林水産物が購入できるイベントを開催するもの。併せて、福岡県産農林水産物をPRするキャンペーンスタッフ「福岡うまかもん大使」を新たに選定するための募集や審査会、選定された新大使に対する研修及び制服等の制作を実施するもの。

2 業務概要

- (1) イベントの日時の設定
- (2) イベントの場所の設定
- (3) イベント名の設定
- (4) イベントの運営及び統括
- (5) PRする県産農林水産物
- (6) オープニングセレモニーの実施
- (7) 県産農林水産物の試食・販売ブースの設置
- (8) 県産農林水産物を使用した料理・スイーツの販売ブースの設置
- (9) ワークショップの実施
- (10) ステージイベントの実施
- (11) 会場周辺飲食店とのタイアップキャンペーン
- (12) 県産農林水産物が当たる抽選会の実施
- (13) 広告・宣伝の実施
- (14) キャンペーンスタッフの選出および交代式の実施
- (15) 来場者アンケートの実施
- (16) 委託業務実施報告書の提出
- (17) その他

3 業務内容

- (1) イベントの日時の設定
 - ・以下のいずれかの日程で実施すること。
 - ① 令和8年2月 7日（土）～ 8日（日） 10時～16時
 - ② 令和8年2月14日（土）～15日（日） 10時～16時
- (2) イベントの場所の設定
 - ・家族連れや若者が気軽に立ち寄り、楽しめる場所にすること。
 - ＜参考＞ 令和5年度：天神中央公園西中洲エリア
 - 令和6年度：博多駅前広場大屋根イベントスペース
 - ・音楽を流すなど、賑やかな雰囲気を演出できる場所にすること。
 - ・場所の管理者との調整を行うこと。
- (3) イベント名の設定
 - ・インパクトがあり、県産農林水産物のイベントであることが伝わる名称とすること。

- ・家族連れや若者が来場したくなる楽しそうな名称とすること。
(例：〇〇マルシェ、〇〇フェスタ等)

(4) イベントの運営及び統括

- ・円滑な会場設営・撤去作業の進行及び当日のイベント運営を実施すること。
- ・同規模のイベント運営経験を十分に有する運営ディレクターを配置すること。
- ・会場設営時から撤収までの警備を実施すること。
- ・会場案内パネル、出展ブース看板等装飾品を制作すること。
- ・来場者の誘導、整理、案内を行うこと。
- ・ステージの設営・撤去に係る費用及び音響オペレーターの費用、各テントへの配線工事、追加音響機材等の費用について、委託費用に含むこと。
- ・装飾は、会場付近の景観に配慮し、一貫性を持ったデザイン設計を行うこと。
- ・特に、装飾においては、イベント会場全体にわたり花材を積極的に活用し、華やかで魅力的な空間を創出すること。なお、使用する花材は、原則として福岡県産とすること。
- ・会場装飾は、会場管理者と十分な協議を行うこと。
- ・単なる白テントや長机を並べただけの祭屋台のような雑多なイメージにはしないこと。

(5) PRする県産農林水産物

PRする県産農林水産物の一例は以下のものとする

あまおう、キウイフルーツ、アスパラガス、博多万能ねぎ、博多えのき、博多ぶなしめじ、八女茶、ふくよかまる、ラー麦、はかた地どり、博多和牛、福岡有明のり、糸島かき、鐘崎天然とらふく
--

(6) オープニングセレモニーの実施

- ・開催日初日 10時～10時30分(予定)
- ・出席者(予定)：福岡県知事、ほか主催側1名

(7) 県産農林水産物の試食・販売等ブースの設置

- ・ブースの配置の提案(10ブース)
- ・備品の手配等を含む、本部スペース、休憩、飲食スペースの設置を必須とする。
- ・出展ブース内には、基本備品・設備として社名版、長机、テーブルクロス、パイプ椅子を設置し、それ以外のものについても手配可能な範囲で対応するよう努めること。

(8) 県産農林水産物を使用した料理・スイーツの販売ブースの設置

- ・ブースの配置の提案(10ブース)
- ・備品の手配等を含む、本部スペース、休憩、飲食スペースの設置を必須とする。
- ・出展ブース内には、基本備品・設備として社名版、長机、テーブルクロス、パイプ椅子を設置し、それ以外のものについても手配可能な範囲で対応するよう努めること。
- ・料理・スイーツの販売ブースにおける提供内容については、会場管理者と十分な協議を行うこと。
- ・イベントにおける料理等の材料は、県産農林水産物の使用を必須とし、青果物で

は、農協経由で出荷されたものを仕入れ使用する旨を徹底すること。

- ・イベントでの出店者との調整の結果、使用する県産農林水産物のサンプル代等が発生する場合は、予算内で対応すること。

(9) ワークショップの実施

- ・子供や女性が参加できる、ワークショップ等（フラワーアレンジメント体験等）を複数回実施すること（体験教室は、農林漁業関係団体の協力により実施するものとする）。

(10) ステージイベントの実施

- ・ステージでは、「福岡うまかもん大使 交代式※」を行うほか、その他の活用について提案を行うこと。
- ・ステージ上の配置について提案すること。
- ・来場者、特に家族連れや20～30代の若者が楽しめる、音楽を流す等賑やかな雰囲気イベントとし、県産農林水産物の認知度向上、消費拡大に寄与する内容とすること。

(11) 会場周辺飲食店とのタイアップキャンペーン

- ・会場周辺の飲食店（2～4店舗程度）と、タイアップを行うこと。
- ・出店交渉をはじめとするタイアップ先との連絡調整を行うこと。
- ・上記タイアップは、県産農林水産物を使用した特別メニューの提供など、本イベントの趣旨に沿う内容であること。
- ・イベントでのタイアップ先との調整の結果、使用する県産農林水産物のサンプル代等が発生する場合は、委託費用で対応すること。

(12) 県産農林水産物が当たる抽選会の実施

- ・県産農林水産物を景品とした抽選会を開催すること。
- ・抽選はガラポン形式とし、1等から6等までの景品を用意すること。
- ・合計で3,000名が当選する程度の規模とすること。
- ・景品の準備については、委託者と協議の上で手配を進めること。
- ・景品となる県産農林水産物の費用についても、委託費用に含む。

(13) 広告・宣伝の実施

- ・イベントの1か月前までに、ポスターを300枚、チラシを30,000部作成すること（デザイン、内容については、事前に承認を得ること。）。
- ・その他、広く県民に対し周知を図ることができる広報媒体により、広告・宣伝を行うこと（SNS等も活用のこと）。また、広告・宣伝方法について、事前に委託者の承認を得ること。

(14) キャンペーンスタッフの選出および交代式の実施

- ・「福岡うまかもん大使」の交代式をステージにて行うこと。
- ・「福岡うまかもん大使（以下、「大使」）」とは、福岡県産農林水産物をPRするキャンペーンスタッフを指す。
- ・新大使の任期は、交代式の日から令和11年2月までの3年間。

ア 新大使の選出

(a) ホームページの作成

- ・新大使の募集専用ホームページを制作し、運営すること
- ・募集期間は9月中下旬～11月中旬までとすること
- ・PC、タブレット、スマートフォンに対応すること
- ・掲載内容は、大使の活動内容紹介、公募要領、応募フォーム及びその他、協議の上必要となった事項

(b) 広告宣伝

- ・Instagram等を活用したWEB広告 2媒体(延べ2週間)以上
- ・A4サイズのチラシ制作(データ提供、片面4色カラー印刷1,000枚)

(c) 応募者の取りまとめ

- ・応募フォームの情報を基に候補者毎のエントリーシートおよび一覧表の作成

(d) 面接審査会の運営

- ・1次審査(書類審査)を通過した候補者に対する2次審査(面接審査)の運営、準備
- ・12月に実施すること(日程は委託者と協議し決定すること)
- ・外部審査員(2名程度)の手配を行うこと
(委託者側の審査員3名と併せて5名程度で審査を実施)
- ・会場の設営(会場は委託者の構成団体の会議室を使用可)
- ・候補者への連絡・確認等、その他審査会運営に必要な事項

(e) 新大使に対する研修の実施

- ・選定後から令和8年1月末までの期間の1日
- ・マナー研修の実施
- ・県産農林水産物に対する知識を深める研修の実施

(f) 制服等の制作

- ・制服の採寸、制作(デザインについては、委託者と協議)
- ・襷、帽子、靴等の制作

イ 交代式の開催

- ・現大使3名と新大使3名の交代式をステージにて行うこと。
- ・現大使には、花束の贈呈を行うこと
- ・新大使には委嘱状、賞金・副賞の贈呈を行うこと
- ・所要時間は30分程度とすること
- ・新大使の活動は令和10年度まで継続することを考慮すること

(15) 来場者アンケートの実施

- ・来場者アンケートの実施(次年度以降のイベントの参考として使用)
- ・集計、分析を行うこと(アンケート内容は委託者から提供)。

(16) 委託業務実施報告書の提出

- ・業務完了後、速やかに委託業務実施報告書(A4、任意様式)を1部提出すること。

- ・ 報告書には、本業務を適切に運営していることがわかる写真を掲載すること。
- ・ 会場への来場客数の集約を報告内容に含むこと。

(17) その他

- ・ 保健所への営業許可申請料（手続きを含む）、イベント保険料、消防署への申請を含む。
- ・ その他、イベントを安全かつ円滑に開催するために当然必要な設備・備品は用意すること。

4 委託対象外となる内容

- ・ 出展団体の公募等
（県産農林水産物の試食・販売については、当協議会の構成団体が行います）
- ・ 「福岡うまかもん大使 交代式」に係る賞金・副賞・花束の準備・費用

5 成果品

3 (15) にて示した実績報告書については、次の形式により納品すること。

- ・ 納品媒体および数量：紙媒体（2部）、電子データ（CD-R 1部）
- ・ 電子データは、Windows で表示可能な形式（PDF、Word、Excel、PowerPoint 等）とする。なお、その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

6 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、上記に係る費用は、受託者の負担とする。

7 帰属

- ① 受託者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ③ ②の規定は、受託者の従業員、仕様書 9 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- ④ ②及び③の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- ⑤ 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- ⑥ 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- ⑦ 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ⑧ 受託者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- ⑨ 電子データは、完成後に委託者又は委託者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

8 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

9 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき支払う。

10 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同時に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を持つ。

11 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、受託業務の処理上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。
- (2) 受託者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (3) 受託業務を処理するための保有個人情報の取り扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案事業者と細部について打ち合わせを行った後となるため、提案された企画内容が変更となる可能性がある。
- ・ 当初予定から変更となる場合は、詳細協議の上、変更契約となることがある。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度委託者と協議の上、対応すること。